

佐賀県立図書館処務規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県規則第四十四号

佐賀県立図書館処務規則

(趣旨)

第一条 この規則は、佐賀県立図書館(以下「図書館」という。)の組織等に関する必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 図書館に次の課及び室を置く。

企画課

資料課

利用サービス課

近世資料編さん室

(分掌事務)

第三条 課及び室の分掌事務は、次のとおりとする。

企画課

- 一 図書館運営の企画調整に関すること。
- 二 人事、庶務及び会計に関すること。
- 三 文書の收受、発送、整理及び保存に関すること。
- 四 公印の管守に関すること。
- 五 図書館協議会に関すること。
- 六 関係団体との連絡協調に関すること。
- 七 各種統計に関すること。
- 八 会議室、展示ホール及び食堂の使用に関すること。

九 財産の管理及び館内の取締りに関すること。

十 図書館が行う読書普及活動の推進及び他の公共図書館等が行う読書普及活動の支援に関すること。

十一 公共図書館協議会に係る企画調整に関すること。

十二 図書館職員等の研修に関すること。

十三 その他他課及び室の所管に属しない事務に関すること。

資料課

一 図書館資料の選択に関すること。

二 図書館資料の注文及び受入れに関すること。

三 図書館資料の分類及び目録に関すること。

四 図書館資料の装備及び排架に関すること。

五 図書館資料の保管に関すること。

六 図書館資料の製本及び廃棄に関すること。

七 寄贈及び寄託資料の取扱いに関すること。

八 古文書、郷土資料及び行政資料の調査、収集及び整理に関すること。

九 古文書に関する相談並びに参考資料の紹介提供及び閲覧に関すること

十 佐賀県近世資料編さん事務の補助に関すること。

利用サービス課

一 館内閲覧及び館外貸出しに関すること。

二 図書館資料の相互貸借に関すること。

三 読書に関する相談並びに参考資料の紹介及び提供に関すること

四 図書館資料の排架に関すること。

五 図書館資料の複写に関すること。

六 視聴覚資料の利用に関すること。

七 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等に関すること。

近世資料編さん室

佐賀県近世資料編さん事務に関すること。

(職制)

第四条 図書館に館長及び副館長を置く。

2 館長は館務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 副館長は、館長を助け、館務を整理し、館長不在のときは、その職務を代行する。

第五条 課に課長を、室に室長を置く。

2 課長及び室長は、上司の命を受けて、その課及び室の分掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 館長、副館長ともに不在のときは、企画課長が、その職務を代行する。

第六条 課に係長を置くことができる。

2 係長は、上司の命を受けて、その課の事務の一部を処理する。

第七条 前二条に定める者のほか、図書館に課長及び係長を置くことができる。

2 前項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、図書館の企画調整及び経営に関する事務の一部を処理する。

(館長の専決事項)

第八条 館長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。

一 職員の事務分掌に関すること。

二 職員の旅行を命令すること。

三 職員の欠勤並びに慶弔休暇、年次休暇、夏季休暇、生理休暇、産前産後通院休暇、妊娠通勤緩和休暇、妊娠障害休暇、出産補助休暇、配偶者出産時育児休暇、育児休暇、特別休暇（裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署に出頭する場合を除く。）及び引き続き十日以内の病気休暇並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号）第十九

条第一項の規定に基づく部分休業の願の処理に関すること。

四 職員の週休日の振替並びに時間外勤務代休時間及び休日の代休日の指定に関すること。

五 職員の扶養手当、住居手当及び通勤手当の認定に関すること。

六 佐賀県情報公開条例（昭和六十二年佐賀県条例第十七号）に基づく公文書の開示及び佐賀県個人情報保護条例（平成十三年佐賀県条例第三十七号）に基づく個人情報の開示の決定等に関すること。

七 佐賀県立図書館施設使用料条例（昭和三十七年佐賀県条例第六十八号）

第四条の規定に基づく使用料の減免に関すること。

八 その他軽易な事項に関すること。

2 副館長、課長、室長及び係長は、館長が専決することができる事務のうち、館長が定めるものを専決することができる。

3 館長は、第一項の規定により処理した事項のうち、特に重要であり、又は異例に属すると認められるものについては、関係書類を添えて、文化・スポーツ部長に報告しなければならない。

（警備防災の計画）

第九条 館長は、年度の初めに、警備及び防災の計画を作成し、文化・スポーツ部長に報告しなければならない。

（使用料の減免）

第十条 佐賀県立図書館施設使用料条例（昭和二十七年佐賀県条例第六十八号。以下「条例」という。）第四条各号のいずれかに該当する場合の使用料は、同条第一号に該当する場合は当該使用料の百分の五十に相当する額とし、同条第二号に該当する場合は当該使用料の全額を免除し、同条第三号に該当する場合は当該使用料の百分の三十に相当する額とする。

2 条例第四条の規定により、使用料の減免を受けようとする者は、施設使用

料減免申請書（別記様式）を館長に提出しなければならない。

（補則）

第十一条 この規則に定めるもののほか、図書館の組織等に関し必要な事項については、館長が別に定める。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

別記様式（第 11 条関係）

使用料減免申請書

年 月 日

佐賀県知事 様

住 所

氏 名

印

電話番号

次のとおり使用料の減額（免除）を受けたいので申請します。

使用日時 年 月 日（ 曜日） 時 分から
年 月 日（ 曜日） 時 分まで

使用する施設

使用目的

（行事の名称等）

減額（免除）の理由

使用料

減免前の金額

減免する金額

徴収する金額